

神基労発 0730 第 1 号  
令和 2 年 7 月 30 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
会長 古米 孝行 殿

神奈川労働局労働基準部長



労働安全衛生法施行令の改正に伴う特定化学物質作業主任者技能講習  
の円滑な実施等について（ご依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記については、令和 2 年 4 月 22 日付け基発 0422 第 4 号「労働安全衛生法施行令の  
一部を改正する政令等の施行等について」において示されたとおり、「溶接ヒューム」  
が特定化学物質（管理第 2 類物質）に位置付けられることに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から  
特定化学物質としての作業管理等に関する規定等が適用されることとなります。

これに伴い、金属アーク溶接等作業に係る業務において必要となる特定化学物質作業  
主任者の選任については、経過措置により、令和 4 年 4 月 1 日から適用されます。

経過措置が満了する令和 4 年 3 月 31 日までの間、全国において数万人規模（溶接作業  
従事者は全国で約 28 万人、神奈川県では 18,422 人）で、特定化学物質作業主任者に係  
る技能講習を受講していただく必要があると予測されます。

しかし、現在、神奈川労働局管内における登録教習機関の実施している技能講習の回  
数では十分に対応できず、溶接ヒュームを取り扱う事業場において、当該経過措置期間  
終了後に作業主任者が選任できないおそれがあります。

つきましては、特定化学物質作業主任者技能講習の受講者として見込まれる人数に対応  
した必要な当該技能講習の開催回数を令和 3 年度の「技能講習又は教習の実施に関する  
計画」に盛り込んでいただきますよう依頼申し上げます。

また、当該技能講習の実施に当たって、通常の技能講習の開催日とは別に、神奈川労  
働局職員により溶接ヒューム関係の事項を重点的に説明する溶接関係者向けの説明会を  
開催いただきますようあわせてお願い致します。

神奈川労働局 労働基準部 健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎8階

担当 重河・田代

電話 045-211-7353

# 溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが 特定化学物質(第2類物質)になります

令和3(2021)年4月1日施行(一部に経過措置があります)

**溶接ヒューム**及び**塩基性酸化マンガン**\*について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、これら物質は特定化学物質(第2類物質)として加えられる等の改正が行われました。

※ これまで、**マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)**とされていましたが、**塩基性酸化マンガ**ンが特定化学物質障害予防規則の適用物質となったことにより、今後は**マンガン及びその化合物**となります。

## I 共通事項

改正により、次の事項が新たに必要となります。

### 1 作業主任者の選任(労働安全衛生法第14条)

- ・ **溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う作業(屋外、屋内は問いません)が、新たに対象に加わります。
- ・ 上記の作業については、**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。
- ・ **これらの施行は、令和4(2022)年4月1日からとなります。**

### 2 作業環境測定の実施(労働安全衛生法第65条)

- ・ **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う屋内作業場が新たに対象に加わり、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定を行う必要があります。
- ・ **溶接ヒューム**について、当該作業を行う屋内作業場での作業環境測定は適用除外となりますが、裏面Ⅱの**空気中の溶接ヒューム濃度**の測定は行う必要があります。

### 3 特殊健康診断の実施(労働安全衛生法第66条第2項)

- ・ **溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う作業(屋外、屋内は問いません)が、新たに対象に加わります。
- ・ 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施する等の必要があります。
- ・ 健康診断の項目は、**溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的には同じです。
- ・ 金属アーク溶接作業等作業については、従来、じん肺法に基づく**じん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施する必要があります。**

### 4 その他

**溶接ヒューム** 及び **塩基性酸化マンガン** を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。

- ・ 安全衛生教育(雇入れ時・作業内容変更時)(労働安全衛生規則第35条)
- ・ ぼろ等の処理(特定化学物質障害予防規則第12条の2)
- ・ 不浸透性の床(特定化学物質障害予防規則第21条)
- ・ 関係者以外の立入禁止措置(特定化学物質障害予防規則第24条)
- ・ 運搬貯蔵時の容器等の使用等(特定化学物質障害予防規則第25条)
- ・ 休憩室の設置(特定化学物質障害予防規則第37条)
- ・ 洗浄設備の設置(特定化学物質障害予防規則第38条)
- ・ 喫煙又は飲食の禁止(特定化学物質障害予防規則第38条の2)
- ・ 有効な呼吸用保護具の備え付け等(特定化学物質障害予防規則第43条及び同規則第45条)

